

地震警報器

仕様書

令和8年度事業

東近江行政組合

第1章 総 則

1 目的

この仕様書は、東近江行政組合（以下「組合」という。）が令和8年度に購入する地震警報器の仕様について必要な事項を定める。

2 法令等の遵守

この地震警報器は、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（令和7年4月1日消防消第126号）の高度救助用資機材に定める、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令別表第3に掲げる高度救助用器具のうち、地震警報器に従うものとする。

3 発注数

地震警報器 1 器一式

4 納期等

- (1) 納 期 令和9年3月26日（金）
- (2) 納入場所 近江八幡市小船木町819番地 訓練センター
- (3) そ の 他 納入時、資機材の取扱講習（2回）を行うこと。

5 検査

受注者は、納入時に次の項目について検査を受けること。

- ・数量
- ・外観目視検査
- ・作動確認

6 保証

- (1) 保証期間は納入から1年とし、メーカーが定める保証期間が1年以上の場合はその期間とする。
- (2) 製作等に起因する故障等の不具合が生じた場合は、使用期間中にわたり保証すること。

7 その他

- (1) 納入する資機材は新規格製品（新品）であること。
- (2) 仕様書で指定する取付品、附属品等の選定、取付位置等は事前に組合と協議すること。
- (3) 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、組合と協議しその指示に従うこと。
- (4) 納入後は、迅速な修理やメンテナンスが可能な体制を構築すること。

第2章 規格及び仕様

1 概要

地震の初期微動を感知して警報を発する装置。

2 品目

株式会社システムアンドリサーチ社製のフレックル LU 又は次の仕様・性能と同等以上のもの一式とする。

3 性能

- (1) 本体に検知器、警報器及び送信機が一体となって装備されていること。
- (2) 携帯型受信機が5個以上附属されていること。
- (3) 本装置及び附属品を収納できる収納箱又は収納ケースを設けて、衝撃から保護する構造であること。

4 構成品

- ・警報器及び地震計一体型早期地震検知警報装置本体
- ・ACアダプタ
- ・操作リモコン
- ・データ回収用ケーブル
- ・データ回収用ソフトウェアインストールCD
- ・専用ケース
- ・ブルボックス携帯型受信機5個
- ・ブルボックス受信機用充電器1台
- ・日本語取扱説明書

5 文字入れ

原則全ての物品に「東近江消防」と標示をすること。標示する物品および標示の大きさ、標示箇所等については当組合と協議すること。文字は長期の使用に耐えるものとし、通常使用において剥がれや毀損がないこと。